

平成28年度森林整備保全事業の費用対効果分析手法検討調査事業 仕様書

1 件名

平成28年度森林整備保全事業の費用対効果分析手法検討調査事業

2 事業目的

林野公共事業を実施する個別地区については、農林水産省政策評価基本計画等に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から事業評価を実施している。

効率性の観点から行う評価は、森林が有する多面的機能それぞれについて、事業実施による効果（便益）を貨幣価値に置き換えて、事業費と比較する「費用対効果分析」の手法により実施しているが、森林整備保全事業により得られる効果の多くは、貨幣価値に換算することが困難であり、精度向上が課題とされてきたところである。

また、現在の評価手法は、平成13年に農林水産省に対する日本学術会議の答申及び外部有識者の意見を踏まえながら策定し、必要の都度、改善に努めてきたところである。

このようなことから、事業効果をより具体的に示すとともに、透明性及び客観性を確保し、事業の適切な実施を図るため、費用対効果分析の手法の改善等について、引き続き外部有識者の知見等を踏まえて検討を行うこととする。

3 事業内容

(1) 事業評価手法の素案作成

従来、貨幣換算できていなかった便益項目を精査し、新たな評価手法等の素案を作成する。

漁場保全便益

平成27年度までの検討、CVM調査（仮想評価法）結果を踏まえ、「河畔林の植林による隣接水域への保全効果」及び「大規模な植林による周辺水域への保全効果」の算定式、原単位を検証し、「林野公共事業における事業評価の手法について（以下「評価マニュアル」という。）」の改正素案等を作成する。

海岸防災林造成に係る新たな便益

平成27年度までの検討、CVM調査結果を踏まえ、「景観創出便益」及び「文化保全便益」の算定式、原単位を検証し、評価マニュアルの改正素案等を作成する。

(2) 評価マニュアルの便益項目のあり方の検討

評価マニュアルで整理されている各便益の便益設定のあり方、各便益の見直

しの要否、新たに必要と考えられる便益等について検討を行う。

(3) 新たな費用対効果分析手法の提案

現在の評価手法は、平成13年の日本学術会議の答申を踏まえたものとなっており、その後の新たな知見、分析手法、評価手法等の資料を検証し、新たな費用対効果分析の評価手法を提案する。

(4) 検討委員会の開催

7名以上の学識経験者等により構成された検討委員会を設け、(1) ~ (3) について意見を聴取する。

検討委員会の開催回数は3回以上とする。

(5) 林野公共事業の費用便益分析プログラム(以下「分析プログラム」という。)の改修及び説明会の実施

現状の分析プログラムに、最新の評価マニュアル及び本事業の検討結果等を反映させ、算定結果が定められた様式で印刷されるよう改修する。

での改修内容を踏まえた、分析プログラムのマニュアルを作成する。

都道府県担当者等を対象にした、分析プログラムの使用方法の説明会を実施する。(説明会対象者100名程度、12月上旬までに全国を2ブロックに分けて実施)

4 調査履行期限

委託契約締結日～平成29年3月7日

ただし、3(5) ・ の分析プログラム及びマニュアルは、平成28年6月17日までに、その時点での最新評価マニュアルを反映させた暫定版を提出すること。

5 成果物

(1) 納入物品

調査報告書 冊子15部、電磁記録媒体(CD-R)2部

分析プログラム及びマニュアル

冊子・電磁記録媒体(CD-R)60セット(暫定版は別途5セット)

(2) 納入場所

林野庁森林整備部計画課施工企画調整室設計基準班

(農林水産省別館7階 ドアNo.別712)

6 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度の調査報告書（写）及び現行の分析プログラム（CD-R）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書及び提案書等の提出期限までとする。

7 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。